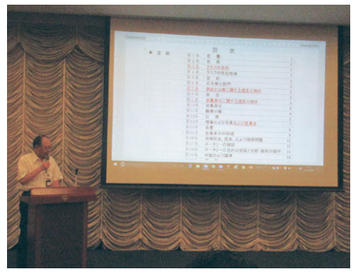

味するところは旧定款とほぼ同じですが追加条文もありますので、第１節において「本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。」という標準定款のものに変更しました。

第11条職業分類の第２節の下線の部分にローターアクターという言葉が追加になりました。条文に変更ありません。

第12条出席の第１節に従来型のクラブでもインターネット例会が可能となり、下線の部分が追加されました。第２節は変更なく、第３節の出席規定の免除では下線の部分、「あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより」が追加となりました。また、年齢とロータリー歴の合計が85年以上というのは同じですが、「一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり」という部分が追加となっています。第４・５節は変更ありません。

第13条　タイトルに理事および役員に加え、委員会が追加となっています。第１～５節までは変更ありません。第６節の委員会が追加となり、本クラブは次の委員会を有すべきである。クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団、奉仕プロジェクトの委員会で、必要に応じて追加の委員会を任命できる。という条文です。

第14条　旧定款の入会金および会費の条項が会費だけとなり条文もこの１行の「すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする」というだけになりました。ちなみに入会金・会費の条文は細則第７条の第１・２節に述べてあります。

第15条会員身分の存続については第１～ 10節(c)までは変更なく、(d)の下線の部分ですが内容については旧定款と同じですが、標準ロータリー定款のものに変更いたしました。

第16条地域社会、国家、および国際問題は変更なし、

第17条ロータリーの雑誌、第１節では旧定款第14条１節の後半部分をカットし下線部分を追加いたしました。第２節には変更ありません。

第18～ 22条、ロータリーの目的の受諾と定款･細則の順守、仲裁および調停、細則、解釈の仕方および改正では項目および条文ともに変更ありません。

次に細則に移ります。第１～４条までは変更ありません。

第６条会員の種類には会員の種類を新しく規定いたしました。本クラブ定款第10条第２節の定める正会員の種類の中に、法人会員、家族会員を含むものとする。(a)法人会員：事業の地方代理人、または支店の代表者等にて、当クラブの正会員が転勤等にて交代した場合に新に交代し引き続き入会する会員、(b)家族会員：正会員の一親等の親族もしくはその配偶者が、当クラブへ入会した会員、が条文です。

第６条の増設により、以下、旧定款の第６条が新定款では第７条のように一つずつ繰り下がります。

第７条入会金および会費の第１節は変更ありません。第２節の会費の内容に関して、旧細則での「各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当する諒解の下に」の部分を削除し、推奨ロータリークラブ細則の条文「クラブ年会費には、RI人頭分担金、公式雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金等で構成される。」を追加しました。

（以降省略）

※定款･細則･内規改定について

拍手を持って承認されました。

報告事項

武生府中ロータリークラブ創立40周年記念式典・祝賀会に20名以上の会員が参加しました。

ニコニコ箱 …… 15,000円　　累計 1,128,900円

例会変更情報／福井県内ビジター受付（6月7日～6月20日）

6月　8日 敦賀西RC　　12:00～12:30 プラザ萬象2階ロータリー事務局

＊変更の無い各クラブの定例例会については、ロータリーの友ホームページ等にてご確認ください。

本日（6月6日）の例会	6月13日	6月20日→18日	6月27日
第一例会行事/ゲスト卓話 越前市「みんなの食堂」 実行委員長　野尻富美氏	RYLA報告 ㈱ふじや食品 藤田裕晃氏	最終例会 場所：芦原温泉 灰屋	休　　会

ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2650　　2017.6.6　No. 2462

2016-2017 RI テーマ

人類に奉仕するロータリー

TAKEFU WEEKLY

Rotary Club of Takefu

創　立／1954年（昭和29年）6月30日
事務局／〒915-8522 越前市塚町101 武生商工会館内
TEL.0778-23-5210・FAX.0778-22-2333 E-mail:takefurc@es.ttn.ne.jp

例会日／毎週火曜日
会　長／京藤敏実

例会場／武生商工会館
幹　事／三村昌之
会報委員長／矢尾主成

第3047回 例会記録　平成29年5月30日(火)

本日出席会員38名
　メークアップ（前々回）5名
　出席率（前々回補正）74.14%
ロータリーソング「四つのテストの歌」

会員総数 60名

会長挨拶　　第63代会長　京藤敏実

5月28日(日) 仁愛大学に於いて武生府中RCの創立40周年記念式典･祝賀会が行われました。武生RCからも20名近くの会員が参加されました。

昭和52年（1977年）に“拡大”という形で、同じ武生地区で誕生しました。23代瀧見新兵衛会長･青木彦平の年度です。当時５名の会員が武生府中RCへ移籍し、武生府中RCの基礎作りにご努力されました。また高橋俊雄会員はその時の特別代表補佐をしていました。拡大という形で、テリトリーを決めることも無かったので色々な意見もあったようですが、新しいRCを誕生させるということは、単にスポンサークラブになるということ以上の思い入れがあったのではないかと思われます。

最近のニュースなどで“忖度（そんたく）”という言葉を度々耳にします。「他人の気持ちを推し量ること。推察すること。」という意味だそうです。「相手の気持ちを忖度する」という風な使い方をします。

本日は、定款･細則･事務取扱内規の改正案を協議いただくことになっています。定款細則検討委員会の気持ちを“忖度”していただきたいと考えています。

プログラム

定款・細則変更について

奥村　忠ロータリー情報委員長

今回の改正は2016年規定審議会によるクラブ関係の主な決定事項をふまえて、地区から出された標準ロータリークラブ定款にのっとって改正いたしました。時間がありませんので、すでにお読みいただいていることを前提にして、順を追って変更部分を説明いたします。

第１条の定義・第２条の名称・第４条のクラブの所在地域・第５条の目的は変更なく、第３条にクラブの目的が新設されました。つまり、本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することです。第６条、五大奉仕部門の２の職業奉仕の下線部分「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」という条文が追加されました。

第７条　例会と出席に関する規定の例外が新設されました。条文は、「本定款の第８条第１節、第12条、第15条第４節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に２回、例会を行わなければならない。」です。

第８条会合、第１節の例会の(a)例会に出席できない会員でもオンライン例会、またはオンラインでつながる方法を利用できる、という条文が追加されました。(c)例会の取り消しに関して、下線の部分の「またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合」という条文が追加されました。第２節の年次総会の条文は変更ありません。第３節が新設され、「理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである」という条文が追加されました。

第９条　会員身分に関する規定の例外という項目が新設されました。

第10条、会員身分の第１節全般的資格条件での意